

くらしの安心情報

情報ファイル NO.61

平成 21 年 4 月 10 日

友人から「海外の植林に 25 万円投資すると高収入が得られる。」と勧められたのですが…。

被害内容

【相談者 40 代男性】

職を探していたら、知人から「海外の植林事業に 25 万円投資してオーナーになると、数年後には成木を加工して売り出すので、収益が期待できる」と勧められました。

また、会員になる人を集めれば、今後、何百万円もの収入になると言うのですが、信用していいのでしょうか。

対処方法

これは、「マルチ商法型出資勧誘」という手口です。「人を紹介すれば、出資による配当の他に紹介料が受け取れる」という謳い文句で、消費者を勧誘し、勧誘された人が同様の手口で他の人を勧誘することによって、出資契約と同時に勧誘者を次々に増やしていくというものです。

近年、このような手口の相談が全国で急増しています。

- ・ このような取引は、実態が確認できません。また、法律に違反している可能性が高く、必ずもうかるなどセールストークにも問題があります。
- ・ 相談者には、このような勧誘には、絶対耳を貸さないことや、親しい人からの勧誘であっても、きっぱり断ることを助言しました。
- ・ 万一、勧誘を受けたり、契約してしまった場合は、早めに市町村の相談窓口や、消費生活センターにご相談ください。



信用していいの？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)